

# 京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本府の水産業は、府民が健康的で豊かな日本型食生活を実現していく上で重要な役割を果たしていることに加え、雇用又は所得の機会の少ない漁村における基幹産業として、重要な就労の場を提供し、府北部沿海の地域社会を支えている。このように、本府の均衡ある発展と真の豊かさを目指すためにも重要な産業であることから、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本府水域は、対馬暖流の影響を受け好漁場を形成しており、多種類の魚介類が生息し、高鮮度の高級魚を府民に提供している。

我が国周辺水域における海洋生物資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられており、本府水域における海洋生物資源も同様の傾向を示している。

今後とも、本府の漁業が府民、国民の水産物ニーズに的確に対応し、地域経済の発展に寄与し続けるためには、本府水域における海洋生物資源の維持・回復に努めていくことが必要である。

(3) このようなことから、府としては、従来、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源についての種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適正な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項に規定する基本計画により決定された本府漁獲可能量及び漁獲努力可能量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

(5) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本府に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の向上を図るため、京都府農林水産技術センター海洋センターを中心に、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実のため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

なお、他県入漁者に対しても関係県及び関係団体を通じて、管理措置に対する協力等を促すものとする。

(8) 本府における漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度については、他県入漁者の採捕実績及び漁獲努力量実績についても妥当な配慮を払うものとする。

(9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本府の保存管理措置を規定する計画は、別に定める。

## 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本府に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

| 第1種特定海洋生物資源の種類 | 管理の対象となる期間         | 知事管理量 |
|----------------|--------------------|-------|
| まあじ            | 平成31年1月から令和元年12月まで | 若干    |
| まいわし           | 平成31年1月から令和元年12月まで | 若干    |
| まさば及びごまさば      | 令和元年7月から令和2年6月まで   | 若干    |
| ずわいがに          | 令和元年7月から令和2年6月まで   | 44トン  |

第1種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

| 第1種特定海洋生物資源の種類 | 管理の対象となる期間       | 知事管理量 |
|----------------|------------------|-------|
| まあじ            | 令和2年1月から12月まで    | 若干    |
| まいわし           | 令和2年1月から12月まで    | 若干    |
| まさば及びごまさば      | 令和2年7月から令和3年6月まで | 若干    |
| ずわいがに          | 令和2年7月から令和3年6月まで | 46トン  |

## 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ

定置漁業について、現在の漁獲努力量を増加させることがないようにして、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(2) まいわし

定置漁業について、現在の漁獲努力量を増加させることがないようにして、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(3) まさば及びごまさば

定置漁業について、現在の漁獲努力量を増加させることがないようにして、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

(4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業について、同一資源を利用する他の漁業及び他県入漁船を含めて現在実践している自主的な資源管理の取組を継続させ、さらに必要に応じ適正な資源管理措置を講じるものとする。

## 4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本府に定められた量に関する事項

平成31年1月から令和元年12月までの第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本府に定められた量及び期間は、次のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源の種類 | 採捕の種類                 | 管理の対象となる期間             | 漁獲努力可能量 |
|----------------|-----------------------|------------------------|---------|
| あかがれい          | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成31年4月1日から令和元年5月31日まで | 560隻日   |

令和2年1月から12月までの第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本府に

定められた量及び期間は、次のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源の種類 | 採捕の種類                     | 管理の対象となる期間            | 漁獲努力可能量 |
|----------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| あかがれい          | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第1種漁業) | 令和2年4月1日から<br>5月31日まで | 560隻日   |

**5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項**

平成31年1月から令和元年12月までの第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量及び期間は、次のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源の種類 | 採捕の種類                     | 管理の対象となる期間                 | 知事管理努力量 |
|----------------|---------------------------|----------------------------|---------|
| あかがれい          | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第1種漁業) | 平成31年4月1日から<br>令和元年5月31日まで | 560隻日   |

令和2年1月から12月までの第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量及び期間は、次のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源の種類 | 採捕の種類                     | 管理の対象となる期間            | 知事管理努力量 |
|----------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| あかがれい          | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第1種漁業) | 令和2年4月1日から<br>5月31日まで | 560隻日   |

**6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項**

あかがれい

日本海西部のあかがれいの資源回復を図るために、京都府資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業)について、同一資源を利用する他の漁業及び他県入漁船を含めて現在実践している自主的な資源管理の取組を継続させ、さらに必要に応じ適正な資源管理措置を講じるものとする。

**7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項**

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理を一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、国の支援を得ながら、関係県及び関係団体と協力して漁獲情報を的確に把握できる体制を整備するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、従来本府漁業者が実践してきた小型魚の再放流、時期及び海域を選んでの定置網の網目拡大等資源管理の取組を今後も一層積極的に推進して、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。